

2023・3・31

ナリ 早川

# 首相自ら「撤回」答弁を

## 放送法の新解釈

放送法の「政治的公平」を踏み  
越すといつて、総務省幹部が「機  
組全体が偏り平衡を失う」と国会を  
井した。從来議院の維持が正当化  
される。眞理を重視する議院の意図  
を裏切る」と指摘された。

「だから番組は取り締ま  
れ」。いふばantanbyで、放送  
法を巡る新解釈が生まれたよう

に。具体的な番組名までこじら  
められてこゝ。立憲民主の小  
西氏が放送法が公開した結果を  
のぞんで、詰められた。

これが田舎で大きな問題になり  
てこゝ。二〇一四年から五年に  
かけて、首相官邸が特定のテレビ  
番組を問題視し、首相補佐官たち  
た議院議員が同様に解禁発令を  
願った経緒がついでござる。  
放送法四条の「政治的公平」に  
じつは、政府從来  
ではない、放送事業者の番組全体  
で判断する」と現状を示してあ  
たり、放送局全體で「政治的公平」  
であればことじつと考えた。

いわば、放送監視当局の高  
市甲南議員は、「一つの番組で  
も、議題が場合、政治的公平を確  
保しない場合は問題視されな  
ども同じくあります。

「かしからん番組は取り締ま  
る」思想は、放送法の趣旨から  
か憲法が定める「表現の自由」に  
も反してゐる。「検閲至上」にも  
触れかねない問題をなす。

十七日の参院外交防衛委員会で  
の小西氏の質問に対し、総務省幹  
部は「一つの番組ではなく、放  
送事業者の番組全体で判断する」  
との説明を繰り返し述べ、「何の検閲にならん」と強調した。  
つまり、新解釈を導入して「撤回」  
だといつたが、政府の責任ある幹  
部も認めた。

やがても放送監視は、放送番  
組は向ひかの半端者になつて  
お達せた。政治的権力の介入  
こそ戒めなければならないのが法の趣  
旨である。豊田文雄幹部や松本國  
明幹部だけ、他の直轄で新解  
釈を明確に「撤回」の圖を説いて答  
弁すべきがあつた。

「かしからん番組は取り締ま  
る」思想は、放送法の趣旨から  
か憲法が定める「表現の自由」に  
も反してゐる。「検閲至上」にも  
触れかねない問題をなす。